

道路構造令施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
道路構造令施行規則（昭和四十六年建設省令第七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（計画交通量）</p> <p>第一条 道路構造令（以下「令」という。）<u>（第二条第二十一号の国土交通省令で定める者は、高速自動車国道、一般国道又は首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団が新設し、若しくは改築する道路（一般国道を除く。）にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては当該道路の道路管理者とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（車線により構成されない車道の部分）</p> <p>第二条 令第五條第一項の国土交通省令で定める部分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ部分</p> <p>五 略</p>	<p>（計画交通量）</p> <p>第一条 道路構造令（以下「令」という。）<u>（第二条第十七号の国土交通省令で定める者は、高速自動車国道、一般国道又は首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団が新設し、若しくは改築する道路（一般国道を除く。）にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては当該道路の道路管理者とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（車線により構成されない車道の部分）</p> <p>第二条 令第五條第一項の国土交通省令で定める部分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ部分</p> <p>五 略</p>